

柏崎市は、三階節で名高い米山を始め、黒姫山、八石山、西山連峰の山々の懐に抱かれ、豊かな恵みを受けつつ、福浦八景や砂丘地など変化に富んだ42キロメートルの海岸線から佐渡島を望む風光明媚な地方都市である。

また、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、エネルギーのまちを目指して地域の生活基盤を築いてきた。さらに、2つの大学を誘致するとともに、人を育てる学園都市として発展してきた。

本市の事業所の大多数を占める中小企業を始めとする地域産業は、これまで経済活動全般にわたり重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として本市の発展と市民生活の向上を担ってきたところである。

引き続き本市が将来にわたり発展するためには、市民がふるさとへの誇りと愛着を持って、本市の地域産業の重要性について理解を深めるとともに、本市で生み出された生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスの利用など自発的な取組を進めていくことが重要である。

ここに、未来に向かって発展し続ける柏崎市を目指し、地域産業に関わるものが協働して本市地域産業に希望と活力を与え、更なる振興に取り組むために、この条例を制定する。

【解説】

前文とは、この条例を制定する背景や趣旨を示すとともに、地域産業の重要性、必要性など条例全体の考え方を示しています。

1 段目では、市の特徴について記載しています。

2 段目では、先人が産業の発展だけでなく、人材の育成など地域の活性化に尽力してきたことを記載しています。

3 段目では、地域産業が担ってきた役割を記載しています。

4 段目では、本市の発展のために、市民が地域産業の重要性を理解するとともに、地域産業の振興に自発的に取り組む重要性を記載しています。

5 段目では、地域産業に関わるものが協働して地域産業の振興に取り組むため、この条例を制定することを記載しています。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市経済における地域産業の役割の重要性に鑑み、地域産業の振興について基本理念及び市の責務等を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域産業を育成し、地産地消及び地産他商を推進し、もって活力ある本市の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

第 1 条は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

この条例は、地域産業の振興に関する基本理念及び市の責務等を明らかにし、また、施策の基本事項を定めることにより、地域産業を育成し、地元のもの地元で消費する「地産地消」、地元のを市外で販売する「地産他商」に取り組む必要性を示すことで、経済社会の形成や市民生活の向上に寄与することを目的としています。

なお、この条例は、地域産業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す、理念条例です。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産業 市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

(2) 市産品等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林畜水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品

イ 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

ウ 市内で提供されるサービス

- (3) 地産地消 市産品等を市域内で消費し、又は利用することをいう。
- (4) 地産他商 市域外において、市産品等の販売促進を行うことをいう。
- (5) 事業者 事業を行っている個人又は法人をいう。
- (6) 関係団体 事業者の組織する団体又は地域産業の振興を目的とする団体をいう。
- (7) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を営むもののうち、事業者と取引のあるものをいう。
- (8) 高等教育機関等 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校及び大学をいう。

【解説】

第2条は、この条例で使用している用語の定義を定めています。

第1号では、「地域産業」を定義しています。市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業を指します。

第2号では、「市産品等」を定義しています。次の3つが該当します。

- 1 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林畜産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品。
- 2 1を原材料として製造され、又は加工された物品。
- 3 市内で提供されるサービス。

第3号では、「地産地消」を定義しています。市産品等を市内で消費し、又は利用することを指します。

第4号では、「地産他商」を定義しています。市外において、市産品等の販売促進を行うことを指します。

第5号では、「事業者」を定義しています。事業を行っている個人又は法人を指します。

第6号では、「関係団体」を定義しています。商工会議所や事業者の支援を行う団体、農業協同組合、労働組合や観光協会などの事業者の支援に加え産業の振興を行う団体及び法人など、幅広い団体を指します。

第7号では、「金融機関」を定義しています。市内に支店などがなくても、市内の事業者と何らかしらの取引がある銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等を指します。

第8号では、「高等教育機関等」を定義しています。市内にある高校、中等教育学校及び大学を指します。

(基本理念)

第3条 地域産業を振興するための取組は、地域産業に関わるものによる協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 地域産業を振興するための取組は、市内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより地域における人、物及び情報の交流をもって経済を活性化させ、市産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

3 地域産業を振興するための取組は、エネルギーのまちとして発展してきた経緯を踏まえ、次世代エネルギー産業の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

【解説】

第3条は、地域産業の振興の基本となる理念を定めています。

第1項では、地域産業の振興のため、地域産業に関わるものが、協働して自発的に取り組むことの重要性を示しています。

第2項では、地域産業の振興における人、物及び情報の相互交流の重要性を示しています。

第3項では、地域産業の振興における次世代エネルギー産業の育成の重要性を示しています。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、国及び県と連携を図り、事業者、関係団体、金融機関、高等教育機関等及び市民（以下「事業者等」という。）と協力し、地域産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、事業者等が自発的な意思により地産地消及び地産他商に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、児童及び生徒に対して、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、教育を通じて地域産業を学ぶ機会を作るよう努めるものとする。
- 4 市は、地域産業の振興に関する施策を推進するため、国、県等と連携し、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

第5条は、地域産業の振興のために、市が行うべき責務を定めています。

第1項では、市は事業者等と協力し、地域産業の振興に関する施策を総合的、計画的に進めるよう努力することを定めています。

第2項では、市は事業者等が「地産地消」「地産他商」に取り組むための必要な措置を講ずるよう努力することを定めています。

第3項では、市は児童や生徒に対して、教育を通じて地域産業を学ぶ機会を作るよう努力することを定めています。

第4項では、市は地域産業の振興に関する取組に対し、必要な財政措置を講じるよう努力することを定めています。

(施策の基本方針)

第5条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うよう努めるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 事業者の創業を促進すること。
- (3) 事業者における人材の育成及び確保並びに従業者の労働環境の整備、福利厚生の実充及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。
- (4) 事業者の円滑な事業の承継を促進すること。
- (5) 事業者への資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 事業者の市場及び販路の新規開拓、拡大を促進すること。
- (7) 事業者の海外における事業の展開を促進すること。
- (8) 地域産業の活性化、雇用の創出及び拡大並びに次世代エネルギー

ギー産業を促進すること。

(9) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

【解説】

第5条は、地域産業の振興に向け、市が行う施策の基本的な方針を明らかにするものです。市は、この方針に基づき、経済的社会的環境の変化を捉えつつ、具体的な施策を策定し実施するよう努めなくてはなりません。

第1号及び第2号は、事業者の経営基盤の強化及び経営の革新、創業を後押しするものです。

第3号は、事業者への就労や従業員の定着を促すため、事業者による人材育成や、従業員の価値観の変化等を捉えた若者を初めとする就職を考えている人が働いてみたい、現在の従業員が、働き続けたいと感じる魅力ある職場、ワーク・ライフ・バランスを実現する働きやすい職場環境の整備等の取組を後押しするものです。

第4号は、人口減少、少子化が進む中、経営者の高齢化が進んでいる状況を捉え、事業者の事業承継に向けた早期の準備を促し、円滑な承継を後押しするものです。

第5号は、事業者への資金供給については、金融機関が果たす役割が大きいですが、市も金融機関との連携による制度融資を通して、円滑な資金供給を図ることを定めています。

第6号及び第7号は、事業者の市場、販路の新規開拓及び拡大、海外への事業展開を後押しするものです。

第8号は、地域産業の活性化、雇用の創出と拡大を図ることと同時に、次世代エネルギー産業の促進を後押しするものです。

第9号は、市が、本市への誘客、物流の増加、市内における消費の誘導の促進に取り組むことを定めています。

(事業者及び関係団体の努力)

第6条 事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自発的に努力するとともに創意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

- 2 事業者及び関係団体は、人材の育成、従業者の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実充に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。
- 3 事業者及び関係団体は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。
- 4 事業者及び関係団体は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- 5 事業者及び関係団体は、児童、生徒及び学生が地域産業への関心を高め、そこで働きたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、事業者及び関係団体の責務として、第1項から第5項までに規定する事項について、最大限の努力を払うことを規定しています。

なお、その責務に係る取組内容や実施体制は、各事業者の経営状況、経営資源等の実情が大きく異なることから、「可能な範囲で最大限努力する」ことを意味する「努力義務規定」としています。

第1項は、事業者及び関係団体が、社会経済情勢の変化に適応し、自らの努力や創意工夫により、経営基盤の強化や経営革新に取り組む、事業展開を図っていくことを謳っています。

第2項は、人材不足の解消や若者の地元就職や職場定着を促進するため、時代を捉えた取組への努力を定めたものです。

第3項は、望まない廃業、あるいは惜しまれながらの廃業を避けるため、円滑な事業承継に向けた取組への努力を定めたものです。

第4項は、事業者及び関係団体が自らの事業活動を通じ、市民の雇用の確保や市民が必要とする市産品等の提供に取り組むことにより、地域の活性化に資することを謳っています。なお、「事業活動」とは、いわゆるボランティア活動、まちづくり活動、地域貢献活動などではなく、事業者の本業の事業活動を意味します。

第5項は、事業者及び関係団体が、日々の仕事や作業、学校が行う職業体験や勤労教育への協力、インターンシップの受け入れなど、

それぞれの実情に合わせて、自らの事業の魅力や従業員の働きがいなど、地域産業の魅力子ども達に伝えていくことを謳っています。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、事業者の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業、事業承継等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、前項の目的を達するため、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条は、地域産業の振興のために、金融機関に担っていただきたい役割を定めています。

第1項では、各金融機関の経営方針、営業方針等の中で、可能な限り事業者の経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新、創業、事業承継等に向けた事業展開へ支援を行うよう努めることとしています。

第2項では、各金融機関の経営方針、営業方針等の中で、可能な限り、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めることとしています。

(高等教育機関等の役割)

第8条 高等教育機関等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて事業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、育成した人材が地域産業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。

【解説】

第8条は、地域産業の振興のために、高等教育機関等に担っていただきたい役割を定めています。

第1項及び第2項は、本市の高等教育機関等において、本市の未来を担う学生たちの勤労や職業に対する意識の醸成や人材の育成や供給、さらには産学連携など、事業者に多大な貢献が期待できるこ

とから、一定の役割を定めています。

（市民の理解及び協力）

第9条 市民は、事業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、地域産業の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第9条は、地域産業の振興のために、市民に担っていただきたい役割を定めています。

市民は、買い物などの消費に代表される市内での様々な行動が、知己経済の発展や生活向上に寄与することについて理解していただき、地域産業の振興への取組に協力するよう努めることを定めています。

（関係者との協議）

第10条 市は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、事業者等と必要に応じて協議を行うものとする。

第10条は、市が、基本方針に基づく施策の検討に当たり、事業者等と必要に応じて協議することを定めています。市は、地域産業に関わる多くの関係者と協議する機会を設けるとともに、形式にとらわれないことなく、柔軟でより一層きめ細やかな実態把握に努めるものとしします。